

新ふるさとづくり総合支援事業費補助金交付要綱取扱要領

1 趣旨

この要領は、新ふるさとづくり総合支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

2 補助対象事業等

- (1) 補助対象事業は、原則として単年度事業とするが、複数年度にわたる事業であっても事業内容等を検討したうえで地方局長が特に認めるものについては、補助対象とすることができる。ただし、事業選定は単年度ごとに行うこととする。
- (2) 要綱第3条第2項第5号に該当する事業のうち、採択枠の関係等により他の補助制度での採択の見込みがない事業については、事業内容等を検討したうえで地方局長が特に認めるものについて補助対象とすることができる。
ただし、県単独補助事業の要件に該当する事業については、理由のいかんにかかわらず補助対象としない。
- (3) 要綱第3条第2項第6号に該当する事業のうち、事業効果の面で新規事業と同等の展開が見込まれると地方局長が特に認めるものについては、補助対象とすることができる。
- (4) 要綱第4条に規定する事業計画書を提出済の事業については、補助金の交付決定の日までに着手している事業であっても、その事業実施に合理的理由があると地方局長が特に認めるものについては、補助対象とすることができる。

3 地域づくり推進事業

補助の対象となる事業は、第六次愛媛県長期計画の地域別計画に掲げる各地域毎の地域振興の基本方向のうち、別途地方局長が定める施策に適合した事業であること。なお、要綱別表の補助対象事業に掲げる県と市町が連携して推進する事業及び(1)から(4)に掲げる事業（別紙1から4の基準に適合した事業）並びに地方局長が特に認める事業については、この限りでない。

4 補助対象事業の選定

補助対象事業の採択に当たっては、次の項目について総合的に検討を行うこととする。

- ① 他の市町のモデルとなるような先導性、戦略性が認められる事業であること。
- ② 事業の実施にあたり、地域住民との話し合いや意見の聴取が十分に行われ、その内容が具体的に反映される事業であること。
- ③ 事業完了後の取組みが具体的であり、事業効果の継続性が期待できること。
- ④ 国、県、市町等の事業を連携させ、効果的に行う事業であること。
- ⑤ その他、地方局長が必要と認める基準を満たしていること。

5 補助事業の追加・変更

- (1) 補助事業の交付決定を行った後、予算に残額がある場合は、追加事業申請を受け付けることができるものとする。
- (2) 要綱第7条第3号の事業内容の重要な変更とは次のようなものをいう。
 - ① 事業施行箇所の変更

② 事業期間の変更

③ 変更前の事業計画で予定していなかった新たな事業内容の大幅な追加や事業計画の内容の大幅な削減等

6 事業の繰越

補助金の交付決定を受けた市町長は、やむを得ない理由により指定の期限までに、事業の完了する見込みがなくなったときは、その理由を付して地方局長に届け出て、その指示を受けなければならない。

7 書類の提出等

(1) 地方局長に提出する書類は、所管地方局長へ提出するものとする。ただし、今治市及び上島町は今治支局長へ、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町及び伊方町は八幡浜支局長へ提出するものとする。

(2) ハード事業に係る設計審査については、各市町が責任をもって行わなければならない。

(3) 市町長は、要綱第6条に基づき、要綱別表の(1)、(2)及び(4)に掲げる事業の交付申請を行うときは、別紙1、2及び4に定める書類を添付するものとする。

(4) 市町長は、要綱第10条の事業実績報告書については、事業完了後1カ月以内、又は事業年度の3月31日のいずれか早い時期に提出しなければならない。

(5) 要綱第15条に規定する証拠書類については、各種権利関係、許認可、施工中及び完了時の詳細写真等事業執行全般に係る書類等を含むものとし、地方局長が必要を認めて求めた場合には、市町はこれらの書類を提示しなければならない。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成24年3月19日から施行する。

2 平成24年3月31日までに交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成25年3月19日から施行する。

2 平成25年3月31日までに交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成26年3月20日から施行する。

2 平成26年3月31日までに交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成28年3月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年3月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別紙1 地域バスシステム支援事業

1 地域バスシステム支援事業の趣旨

地域における暮らしを支える基盤の整備を図るため、地域の交通体系の再編やコミュニティ交通の確保に取り組む市町を支援し、地域の実情に応じたバス交通の導入を促すことを目的とする。

2 補助事業の採択

(1) 対象とする補助事業については、以下の事項すべてに適合するものであること。なお、調査事業についてはこの限りでない。

- ① 道路運送法の規定に基づき設置した地域公共交通会議や、市町が設置し運営する地域公共交通に関する協議会において、地域の実情に応じたバス交通の実現を図る事業として地域関係者の合意が得られていること。
- ② 交通空白地域又は交通不便地域を運行するものであること。
- ③ 運行開始後3年間の収支計画があり、継続性が見込まれること。
- ④ 原則として、既存の公共交通機関と競合しないこと。ただし、特段の事由により既存の公共交通機関と一部競合する区間が生じる場合には、関係者間の調整が図られているものであること。
- ⑤ 実証実験については市町が策定した地域公共交通の活性化計画に記載されたものに限ることとし、補助対象経費は人件費、燃料費及び保険料とする。
ただし、実証実験に要する運行経費として明確に区分できるものに限る。

(2) 上記(1)のほか、個別の事案ごとに次の各事項への適合状況等により地方局長が採択の判断を行うものとする。

- ① 既存の公共交通機関を含めた地域全体の交通計画の策定状況
- ② 運行経路及び回数等にかかる地域住民の意見・要望等の反映状況（少人数によるグループインタビュー、町内会単位等の意見交換、アンケート調査等）
- ③ 地域住民等と連携しての利用促進の取組み

3 交付申請書の添付書類

- (1) 区域又は路線の概要書
- (2) 地域公共交通会議や、市町が設置し運営する地域公共交通に関する協議会における地域関係者の合意を証する書面
- (3) 収支予算書（3年間分）
- (4) その他参考となる資料

別紙2 移住体験住宅整備支援事業

1 移住体験住宅整備支援事業の趣旨

人口減少が進む中、地域の新たな担い手として移住者を積極的に誘致するため、主として県外から本県に移住を希望する者が一定期間愛媛暮らしを体験できる住宅（以下「移住体験住宅」という。）の整備に取り組む市町を支援し、移住促進を図ることを目的とする。

2 補助事業の採択

対象とする補助事業については、以下の事項すべてに適合するものであること。

- (1) 事業主体は市町であること。
- (2) 整備した移住体験住宅を用いて、積極的な移住促進事業を展開する見込みがあること。

3 交付申請書の添付書類

- (1) 物件の地図、間取図、写真
- (2) 改修内容を記載した書面
- (3) 移住体験住宅としての賃借条件
- (4) 民間物件を借り受けて整備する場合は、賃借契約書
- (5) その他参考となる資料

別紙3 えひめ夢提案総合支援事業

1 えひめ夢提案総合支援事業の趣旨

えひめ夢提案制度に基づく地域活性化の取り組みに対して財政支援することにより、同制度の一層の普及促進を図ることを目的とする。

2 補助事業の採択

対象とする補助事業については、以下の事項すべてに適合するものであること。

- (1) 事業主体は民間団体等であること。ただし、要綱第2条第5号に掲げるものを除く。
- (2) えひめ夢提案制度推進要綱の規定により認定を受けたえひめ夢特区計画に基づき、自らの創意工夫により地域活性化に向けて取り組む事業であること。

別紙4 地域人材起業支援事業

1 地域人材起業支援事業の趣旨

地域おこし協力隊等の任期終了後の自立を目的に起業又は事業承継の支援を行う当該市町の取り組みに対して財政支援することにより、県内の地域おこし協力隊等の定住促進と新事業の創出等による過疎集落等の活性化を図ることを目的とする。

2 本事業における「起業」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 事業を営んでいない者が所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出により、新たに事業を開始するもの
- (2) 事業を営んでいない者が新たに法人を設立し、事業を開始するもの
- (3) 個人が現在の事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たな事業を開始するもの

3 本事業における「事業承継」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 事業を営んでいない者が所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出により、承継した事業を開始するもの
- (2) 事業を営んでいない者が法人を承継し、承継した事業を開始するもの
- (3) 個人が現在の事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、承継した事業を開始するもの

4 確認行為

第2項又は第3項に規定する起業又は事業承継については、市町の検査調書により、以下の事項を確認する。

- (1) 法人の設立若しくは承継に係る登記又は個人が新たに事業を開始し、若しくは事業承継した場合の所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出の写し
- (2) 事業を営むために必要な許認可書類等の写し
- (3) 納品書等の支出内容を証明する書類
- (4) 起業又は事業承継のために購入又は借り上げた備品・設備及び事業所の写真
- (5) テストマーケティングを実施した場合は、その実績
- (6) その他、地方局長が必要と認めた事項

5 補助事業の採択

- (1) 対象とする補助事業については、以下の事項すべてに適合するものであること。
 - ① 事業主体は民間団体等であること。ただし、要綱第2条第5号に掲げるものに限る。
 - ② 地域資源を活用した起業又は事業承継であり、将来にわたり安定経営の見込みがあること。
- (2) 採択にあたっては、専門家等から意見を徴することができる。

6 交付申請書の添付書類

- (1) 地域おこし協力隊等の活動状況が分かる資料
- (2) 起業（事業承継）計画書、事業経費一覧表及び3カ年の損益計算・キャッシュフロー

一計算

(3) その他参考となる資料